

都道府県水道行政担当部（局）殿
厚生労働大臣認可水道事業者殿
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

アセットマネジメント「簡易支援ツール」の改良について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き御礼申し上げます。

令和元年 10 月 1 日に施行された改正水道法では、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、将来にわたって安定的に水道事業等を経営するため、長期的な視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行い、更新の需要を的確に把握した上で、必要な財源を確保し、水道施設の計画的な更新に努めることが加えられました。さらに、その更新に要する費用を含む事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めることとされています。

アセットマネジメントについては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」、アセットマネジメント「簡易支援ツール」などを用いた取り組みを促してきたところでありますが、この度、アセットマネジメント「簡易支援ツール」について改良しましたので、再度ダウンロードした上で使用するようお願いいたします。

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等への情報提供を併せてお願い申し上げます。

アセットマネジメント簡易支援ツール関連公表アドレス

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/vision/am/130605-1.html>

1. アセットマネジメント「簡易支援ツール」の主な改良点

(1) 操作性の改善

「操作メニュー」、「初期設定」、「表・グラフ確認」シートを追加し、簡易支援ツールの操作性を向上させました。

(2) 企業債（新債）発行額と水道料金改定の自動算出機能の追加

資金残高に「最低確保資金残高」の設定を追加し、資金残高が最低確保資金残高を下回る場合に不足分を企業債で補います。また、料金改定条件の設定を追加し、条件を基に料金改定率を自動算出します。

(3) 管路布設単価の口径別設定

管路更新時の単価設定を口径別に設定できるようにしました。

2. 管路の更新基準年数の見直しについて

水道事業者等で独自に直接診断（管体、土壌調査）を行い、埋設土壌の腐食性評価係数及び埋設年数により腐食の進行（腐食深さ）を予測し、更新基準年数を設定している事例を調査した結果を掲載しました。

3. 管路の更新費用の見直しについて

既存の簡易支援ツールでは更新費用の算定方法について、平成 23 年度に厚生労働省が取り纏めた「水道施設の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」を参考に掲載していましたが、管路の更新費用について、既設管の撤去費用を含めた更新費用を調査しましたので、追加で掲載しました。

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課技術係

担当：鮫島、後藤、井上

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-3595-2368（直通）

FAX：03-3503-7963

E-mail:suidougijutsu@mhlw.go.jp
